

第7回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：平成21年2月13日(金) 午後3時00分～午後5時00分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター会議室「千鳥」

3 出席者：

(1) 委員

安達満夫委員、稲垣総一郎委員、今井公子委員、鶴澤富士夫委員、木村琢磨委員
國松憲子委員、斉藤三男委員、中曾根玲子委員、松本光司委員

(2) 事務局

今井総務局長、志村総務部長、大木総務課長、中島市政情報室長、安部主査、山下主任主事、永野主事

(3) 実施機関（保健所総務課）

高橋健康部長、石川保健所長、市原保健所次長兼総務課長、柿崎医務係長、長嶋主任薬剤師、田中主任主事

4 議 事：

(1) 諮問第12号

通信回線による電子計算機の結合について

(千葉市個人情報保護条例第10条第3項の規定に基づく諮問)

※千葉県が整備した医療情報提供システムにより、千葉市で管理している医療施設、薬局等に関する個人情報を、千葉県、船橋市、柏市と電子計算機で結合を行い提供することについて

(2) 報告事項

ア 千葉市個人情報保護条例の一部改正について

イ 平成19年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(3) その他

5 会議経過：

(志村総務部長) それでは定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は、委員の皆様方には公私ともにご多忙中のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、総務部長の志村でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、公開の会議として開催しております。

それでは、開会に先立ちまして、今井総務局長よりごあいさつを申し上げます。

(今井総務局長) 総務局長の今井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本市の情報公開制

度は、委員皆様方のご指導、ご協力を賜りまして、今年で15年を迎えることができました。この間、市民の皆様の情報公開への関心も高まり、後ほどご報告申し上げますが、昨年度の公文書開示請求件数は444件になっておりまして、年々増加の傾向にございます。

また、個人情報の保護につきましては、市民の皆様意識が高まる一方で、依然として個人情報の不適切な取り扱いが報道されているところがございます。申し上げるまでもなく、個人情報の取扱いにつきましては、十分な注意が必要であります。本市では引き続き、適切に取り組んでまいりたいと思っております。

本日の審議会におきましては、委員皆様方の専門的な見地から、諮問事項につきましてご審議をいただきたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(志村総務部長) 続きまして、本日の会議資料につきまして、事務局からご説明申し上げます。

(事務局 中島市政情報室長) それでは、配布資料についてご説明いたします。

席次表、委員一覧表ほかを配布させていただいております。

まず、会議次第でございます。そして、諮問事項の1としての資料1、諮問書、その後審議資料として1ページから49ページまでございます。

そして、報告事項として2点ほどございます。資料2が個人情報保護条例の一部改正についてでございます。そして、資料3及び4が、平成19年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況の報告でございます。

なお、資料4については、冊子として置かせていただいております。また、黄色い本が、個人情報保護事務の手引きで、条例等の解説で使用させていただきます。

配布の方で何か漏れございますでしょうか。

では、よろしくお願いいたします。

(志村総務部長) それでは、これからの議事は、稲垣会長様、よろしくお願い申し上げます。

(稲垣会長) それでは、ただいまから第7回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

なお、小賀野先生は本日欠席するというご連絡をいただいております。また、木村先生が少しおくれて出席されるということですので、先に始めさせていただきます。

本日の会議は、公開の会議として開催しております。傍聴の方は、傍聴要領に従って傍聴していただくようお願いいたします。

(1) 諮問第12号

通信回線による電子計算機の結合について

(稲垣会長) では、お手元の会議次第に従って、議事に入りたいと思います。

議事(1) 諮問第12号を議題といたします。

事務局の方からご説明をお願いします。座ったままで結構です。

(事務局 安部総務課主査) ありがとうございます。それでは「諮問第12号 通信回線による電子計算機の結合」について、まず事務局の方から個人情報保護条例の関係からご

説明申し上げます。本件は、千葉市個人情報保護条例第10条第3項の規定に基づく諮問でございます。

それでは、この第10条第3項につきまして、お手元でございます黄色の冊子、個人情報保護事務の手引、こちらの58ページをお開きください。

第10条第3項でございます、「通信回線による電子計算機の結合の制限」とございます。枠の中を読み上げさせていただきます。

「実施機関は、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合を行うときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする」とございます。本件につきましては、実施機関以外のものということで、千葉県庁ですとか、船橋市、柏市と、電子計算機の結合を行おうとするものでございます。

この規定の趣旨は「本項本文は、電子計算機処理に係る個人情報を実施機関以外のものに提供するために、通信回線により電子計算機の結合をする場合には、事前に審議会の意見を聴かなければならないことを定めたものである」とございます。括弧の中はただいま飛ばしましたが、括弧の中の説明につきましては、2番、解釈の(3)をごらんいただけますでしょうか。「実施機関の保有する個人情報を、実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る」とは、「結合の相手方が、実施機関の保有する個人情報を、いつでも必要な時に入手できる状態にすることをいう」とございます。インターネットなどは、随時見られるような状態であり、こういう場合が該当するということです。これから、実施機関の方からご説明がある件は、この通信回線による電子計算機の結合に該当しますので、これに問題がないかどうかをご審議いただくということが、諮問案件ということとなります。

それでは、事務局からの説明は以上でございます。

(稲垣会長) では、実施機関の方からご説明をお願いします。

(高橋健康部長) 健康部長、高橋でございます。どうぞよろしくお願いたします。

お手元の審議資料1ページを、表紙をめくっていただきまして1ページをお願いいたします。横長のA3判の資料がございます。説明につきましては、これをベースにいたしまして、適宜2ページ以降の参考資料をご参照いただくことで説明を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、お手元の審議会資料1ページ「1 諮問事項」をお願いいたします。

今回ご審議いただく案件につきましては、医療法等の改正によりまして、千葉県が整備しました、医療情報提供システムの台帳機能を活用いたしまして、千葉県域における医療法、薬事法の法律違反の防止、是正に向けた取り組みを行おうとするものでございます。このシステムの活用によりまして、千葉県、船橋市、柏市、そして千葉市が通信回線、インターネットによる電子計算機サーバー及び端末に結合し、情報を共有するものでございます。

したがって、先ほどご説明がありましたとおり、千葉市個人情報保護条例第10条第3項の規定に基づきまして、審議会からのご意見をいただくものでございます。

以後の説明につきましては、保健所次長の市原から説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

(市原保健所次長兼総務課長) 保健所総務課の市原でございます。よろしくお願いた

します。失礼ですが、着席してご説明をさせていただきます。

私からは、「2 千葉県医療情報提供システムの概要以降について」ご説明いたします。審議資料の2ページをお願いいたします。

千葉県が医療情報提供システムを整備するに至った背景は、良質な医療を提供する体制の確立を図るため、医療法及び薬事法が改正され、病院・診療所・助産所及び薬局は、当該医療機関の有する医療機能情報及び薬局機能情報について、千葉県知事へ報告することが義務づけられ、知事は報告を受けた情報を集約化し、県民にわかりやすい形で公表・提供する制度が創設されました。千葉県が医療機関等の情報を公表しなければならない法的根拠ですが、審議資料6ページをごらんください。医療法第6条の3第5項でございますが、「都道府県知事は厚生労働省令で定めるところにより、第1項及び第2項の規定により、報告された事項を公表しなければならない」となっております。この第1項及び第2項は、「病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告することとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない」となっており、第2項は「変更が生じたときも同様にする」といった内容が規定されております。

また、12ページの薬事法においても同様になっています。

次に、このシステムの目的ですが、千葉県が情報提供機能、台帳管理機能を有する医療提供情報システムを整備して、県内の医療機関をインターネット上で幅広くかつわかりやすい形で県民へ提供し、県民による医療機関の適切な選択を支援するとともに、医療・薬事関連法規に係る許認可等のデータを一元管理し、法律のさらなる遵守と業務の効率化を図ることとしております。

次に、システム構成でございます。審議資料の19ページ、システムイメージ図をお願いいたします。医療情報提供システムは、図の左上、「行政機関向け医療情報管理システム」と図の右上、「医療施設等向け医療情報登録システム」及び図の一番下、「県民等向け医療情報提供システム」、大きく分けるとこの3つで構成されております。

次に、それぞれのシステム機能などにつきましてご説明いたします。審議資料2ページに戻りまして、「4 システム構成」をお願いいたします。

まず初めに、「行政機関向け医療情報管理システム」ですが、情報提供システムと台帳システムを兼ね備えております。台帳の種類については、②台帳システムのところに記載のとおり12種類でございます。なお、次のページの3ページ上段の※印にあるとおり、千葉市で現在管理している台帳は、病院・診療所・助産所・一般販売業及び特例販売業の5種類で、そのほかにつきましては、平成21年4月から県より事務が千葉市に委譲されることに伴いまして、県から台帳を引き継ぐこととなっております。

また、3行目の※印ですが、後ほどご説明いたしますが、台帳システムのうち基本情報の6項目については、情報提供システムと連携することとなっており、個人情報に該当するものは②病院の開設者氏名、③病院の管理者氏名の2項目となっております。

次に、「医療施設等向け医療情報登録システム」ですが、審議資料21ページ、医療機能情報報告票入力画面をごらんください。これは、インターネットを通じて、医療機関等が各施設に付与されたID及びパスワードでログインし、自らの施設の医療情報を登録及び

随時変更するためのものです。医療機関等の届出義務の根拠法令は、先ほどご説明したとおりとなっております。また、医療機関等が報告しなければならない項目の根拠ですが、これも医療法施行規則で規定されております。審議資料の7ページから11ページの別表第1にその項目が載っております。薬事法においても、同様に薬事法施行規則で規定されております。

ここで、基本情報の9項目とシステム連携される6項目について、病院の例を参考にご説明いたします。審議資料の7ページ、別表第一、第一管理運営及びサービス等に関する事項、「一 基本情報」をお願いします。こちらの(1)から(9)までが基本情報となっております。これらのうち、(1)の病院等の名称、(2)病院等の開設者、(3)病院等の管理者、(4)病院等の所在地、1つ飛びまして(6)診療科目、また2つ飛びまして(9)病床種別及び届出又は許可病床数の6項目がシステムにおいて連携されるものです。病院が報告しなければならない項目数は、規則で規定されているものだけで56項目、この他県が独自に定めた8項目、大きな項目だけで合計64項目となっております。

最後に、「県民等向け医療情報提供システム」ですが、審議資料29ページ以降、県民用ウェブサイト閲覧画面をごらんください。これは、パソコン・携帯電話を初めとするモバイル端末からのアクセスが可能となっており、病院・診療所等の種別・名称・所在市町村・診療科目・診療日・キーワード等から医療機関を絞り込み検索し、検索結果から医療機関の登録情報すべての閲覧及び印刷ができるものとなっております。

システム構成については、以上のとおりとなっております。

審議資料の1ページをお願いいたします。

次に、「3 個人情報を取り扱う事務の名称及び目的」ですが、事務名称は「医療機関及び薬局等に関する事務」目的は、「医療機関及び薬局等の各種許可申請、届出を受理し、申請内容等の管理及び立入検査の実施」です。現在、本市に許可及び届出をすることとなっているものは、診療所及び助産所については医療法により、また一般販売業及び特例販売業については薬事法により、病院については千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例、以下、千葉県の特例条例と言いますが、によってこれらの施設の開設の許可等の事務は、千葉市が行うこととなっております。後程ご説明いたしますが、その他の薬局ほか6業種については、現在、申請届け出の受付のみが千葉県の特例条例により本市に移譲されているため、受付は千葉市保健所で行っているものの、許可権限は千葉県が有しているという状態です。

しかし、これらについても、平成21年4月から千葉県の特例条例により、許可権限等が千葉市に移譲されることとなっております。このように、施設の開設の許可等の事務は、千葉県と保健所設置市である船橋市、柏市及び千葉市が各々管轄の区域について台帳管理を行い、その台帳情報に基づいて立入検査を実施しております。

次に、「4 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称」ですが、保健福祉局健康部保健所総務課でございます。

次に、「5 提供する個人情報の対象者の範囲及び項目」ですが、2つの事務の遂行に伴うものです。まず初めに(1)医療法及び薬事法における同一管理者による複数施設の管理等、法違反の確認事務についてですが、対象者の範囲は病院・診療所・助産所及び薬局ほか8業種となっております。審議資料44ページをお願いします。薬局ほか8業種につ

いては、①薬局、②一般販売業、③卸売り一般販売業、④特例販売業、⑤薬種商販売業、⑥薬局製剤製造業、⑦薬局製剤製造販売業、⑧高度管理医療機器販売業・賃貸業、⑨管理医療機器販売業・賃貸業がございます。また、それぞれの主な業務内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、先ほども申し上げましたが、②、④以外の業種は、平成21年4月から千葉市に事務が移譲されるものでございます。

恐れ入りますが審議資料の1ページにお戻りください。

次に、個人情報の項目ですが、①の医療機関においては管理者の氏名、住所、生年月日、医師免許証等における登録番号、登録年月日、また医師・歯科医師のみ臨床研修修了登録書における登録年月日が個人情報に当たるものでございます。②の薬局ほか8業種においては、管理者、従業者、総括製造販売責任者の氏名、住所、生年月日、薬剤師等における登録番号、登録年月日が個人情報に当たるものでございます。

2点目の「(2)千葉県における医療機能情報及び薬局機能情報の公表事務について」ですが、対象者の範囲は、病院・診療所・助産所及び薬局となっております。また項目ですが、開設者、管理者の氏名が個人情報に当たるものでございます。

続きまして、「6 結合先」ですが、(1)医療法及び薬事法における同一管理者による複数施設の管理等(法違反)の確認事務につきましては、千葉県健康福祉部医療整備課薬務課、県保健所13カ所、2番目といたしまして、船橋市、船橋市の保健所、3番目は柏市、柏市保健所と、また(2)千葉県における医療機能情報及び薬局機能情報の公表事務につきましては、千葉県健康福祉部医療整備課薬務課となっております。

続きまして、「7 結合を行う理由」でございます。1点目ですが、(1)医療法及び薬事法における同一管理者による複数施設の管理等(法違反)確認事務についてでございます。医療法や薬事法では、病院・診療所・助産所や薬局等において同一者による施設の複数管理を禁止しております。審議資料5ページに關係法令を抜粋させていただきました。医療法第12条第2項及び薬事法第7条第3項をお願いします。医療法第12条第2項でございますが、「病院・診療所又は助産所を管理する医師・歯科医師または助産師は、その病院・診療所または助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院・診療所又は助産所を管理しないものでなければならない。」と、開設者の管理について明示されております。薬事法でも同様の内容となっております。

さて、本市では、現在、市内各施設の管理者情報等を把握し、複数管理の確認を行っているものの、千葉県、船橋市、柏市及び千葉市が、それぞれ管轄の区域について台帳管理をしているため、他者の管理している情報を把握するのは、非常に困難な状況にあります。このため、千葉県、船橋市、柏市及び千葉市では、医療・薬事関連法規に係る許認可等のデータの一元的管理を行うことにより、県内の同一者による施設の複数管理の有無について、即時に把握し届け時等における法律違反の防止や状態の是正に向け、より広域的に取り組む体制を整え、さらなる法の遵守を図るとともに、市民・県民の安全・安心を確保する必要があります。

この事務の実際の流れですが、審議資料3ページの「5 システムにおける個人情報の流れ」の(1)医療法及び薬事法における同一管理者による複数施設の管理等(法違反)の台帳確認をお願いします。

千葉県、船橋市、柏市及び千葉市は、各々独自のID及びパスワードを与えられ台帳システムにアクセスします。このID及びパスワードでインターネットにより台帳システムを開くと、千葉市であれば千葉市の台帳情報を入力・修正・削除することができますが、千葉市以外は閲覧のみが可能となっております。実際に、同一管理者による複数施設の管理（法違反）の確認を行う場合には、管理者等の情報を入力し、多施設の管理者となっていないかを検索します。同一者の複数施設管理が発見された場合は、該当施設がリストアップされ、その施設が千葉市以外にあった場合にも、千葉県、船橋市、柏市で管理している台帳を閲覧し詳細を確認することで、適切な指導等を行います。このことから、窓口において二重登録がないか、最新情報によりリアルタイムでチェックする必要があるため、千葉県が開発する医療情報提供システムに本市を含む保健所設置市も参加し、本市に届け出があった病院・薬局等の管理者等の個人情報、住所、生年月日等について、オンライン結合により県・船橋市及び柏市へ提供してよいか諮問するものでございます。

なお、閲覧画面については、審議資料43ページ、台帳システム病院台帳閲覧画面を、後ほどごらんいただければと思います。

次に2点目ですが、(2)千葉県における医療機能情報及び薬局機能情報の公表事務についてでございます。千葉県は、先ほどもご説明したとおり、医療法第6条の3第5項及び薬事法第8条の2第5項の規定により、医療機能情報を公表しなければならないこととなっております。このため、県内の情報を収集する必要があるため、医療法第6条の3第4項及び薬事法第8条の2第4項の規定により、本市に対し必要な情報の報告を求めることができることとされております。

審議資料6ページ、関係法令抜粋、医療法第6条の3第4項をお願いします。「都道府県知事は、第1項または第2項の規定による報告の内容を確認するために、必要があると認めるときは市町村その他の官公庁に対し当該都道府県の区域内に所在する病院等に関し、必要な情報の提供を求めることができる。」とあります。薬事法でも第8条の2第4項で同様の内容が定められております。この規定に基づき、県に報告・提供する基本情報6項目には、台帳システムに記録された医療機関等の開設者名及び管理者名が含まれており、これを利用して公表情報を常に正確・最新なものにすることにより、情報の信頼性を確保し、利用者のニーズに応えることができます。

また台帳システムが管理している基本情報6項目のうち、個人情報に該当2項目だけを別の方法で提供することは、事務の煩雑化を招くとともに、管理上多大な負担となってまいります。

この事務の実際の流れですが、審議資料3ページ、「5 システムにおける個人情報の流れ」の(2)千葉県における医療機能情報及び薬局機能情報の公表に当たってのシステム連携をごらんください。医療機関等が新規の開設許可申請を千葉市保健所に行った場合、千葉市保健所で台帳システムにその医療機関等の情報を入力すると、その台帳情報のうち情報システムと重複している、先ほどもご説明した基本情報の6項目が情報システムへ自動的に登録されます。このことにより、申請のあった医療機関等のID及びパスワードが自動的に決定され、開設許可書をとりに来る際に窓口でID及びパスワードを渡します。医療機関等は6項目以外の事項について、インターネットを利用し機能情報を県に報告することとなります。また、開設内容の変更届等があった場合は、千葉市保健所で台帳シス

テムの変更を行うと、基本情報の6項目の変更であれば自動的に情報システムも変更となります。

なお、基本情報の6項目については、保健所に申請・届出しなければならない項目に法律上なっていることから、医療機関等がインターネットを利用して報告する画面にはロックがかかり、修正できないようになっております。このように、情報提供システムの情報を、千葉県保健所に申請・届出された内容と齟齬のないよう、本市の台帳システムの情報を活用することで管理・運用し、市民・県民に正確かつ最新の情報を提供することとしています。このことから、常時インターネットで千葉県が市民・県民へ提供するため報告が必要とされ、本市に申請等があった医療機関等の基本情報6項目を、オンライン結合により県へ提供して良いか諮問するものでございます。

続いて、「8 提供及び結合の条件について」でございませう。審議資料の45ページをお願いいたします。千葉県、船橋市、柏市及び千葉市において、締結する予定の協定書（案）でございませう。内容といたしましては、利用目的、秘密の保持、適正な管理、従事者への周知及び監督、収集の制限、目的外の利用又は提供の禁止などを盛り込み、個人情報保護の徹底をしてまいります。

次に、「9 個人情報の保護措置について」でございませう。審議資料49ページに、個人情報の保護措置イメージをごらんください。通信回線であるインターネットにより、電子計算機であるデータベースサーバーを介して、千葉県、船橋市、柏市及び千葉市の端末を結合させることとなります。審議資料、1ページにお戻りいただきまして、一番下ですが、

(1) 設置場所の保護についてですが、先ほどのイメージ図で見ますと、情報管理センターを指します。サーバーの設置場所の建物及び部屋の出入り口に監視カメラを設置し、24時間365日の監視を行います。また、入室の認証はICカードを使用し、入退室の厳重な管理を行ってまいります。

(2) アクセス制御につきましては、利用者ごとにそれぞれ権限の異なるIDとパスワードを付与され、各機関の認証を行うことでデータに対するアクセス制御を行ってまいります。

(3) 通信につきましては、暗号化通信を採用し、インターネット上を流れる情報を盗み見されないようにします。

(4) 不正アクセス対策としては、不正アクセスを受けない対策をとったシステムを構築してまいります。

(5) 監視につきましては、システムに対して侵入検知システムを設置して動作確認を行います。

以上の(1)から(5)は、千葉県医療情報提供システム開発委託及び運用管理委託仕様書にて確認してまいります。

(6) 契約についてでございませうが、千葉県医療情報提供システム開発委託及び運用管理委託契約書において、次の内容が盛り込まれてまいります。

ア 個人情報取り扱い特記事項では、秘密の保持、持ち出しの禁止、目的外利用の禁止、複写・複製の禁止等が明記されてまいります。

イ データ保護及び管理に関する事項、特記仕様書では、データ取扱者への教育、データ取り扱いに関する計画の作成、作業場と場所等のセキュリティー確保等が明記されてまいります。

最後になりますが、審議資料4ページ、「7 その他」をお願いします。このシステムを活用することとなっている千葉県、船橋市及び柏市の個人情報保護審議会の状況についてですが、千葉県は平成21年2月16日に審議予定です。船橋市と柏市は、審議が済み了承をいただいたとのことであります。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

(稲垣会長) どうもお疲れさまでした。

今、順次ご説明いただいて、大体おわかりになったかと思うのですが、どんなことでもわからないことがあれば、質問していただければと思います。では、斉藤先生。

(斉藤委員) この医療機関が開設するときに申請する場所としては、保健所を持っているところに申請するということになるわけですね。千葉県、千葉市、柏、船橋ですか。その情報を交換したいということですね。ということは、その4団体が知っておかなきゃいけないということですね。

(稲垣会長) どうぞ、松本先生。

(松本委員) 全体的にはいいんだろうなという気はするのですが、最初の単純な疑問で、県が公表しているに当たって各市からの情報が行っているわけだから、そこでその閲覧が二重になっているとかそういうものはアクセスすれば当然確認できる話ではないかなというのが一つと、今回つなげて、その保健所政令市の4つがやるというのは、県のシステムをグレードアップすることによって、自分たちの目的が全うできるのではないかなというのが2点目。

それから、資料の1ページのところの7の②の「他に適当な収受方法がないことについて」というのがあるのですが、開設者・管理者がその項目として含まれているわけだから、当然不可能っていうことはないじゃないかという気がして、ちょっとその面がわからなかった。よろしくお願いします。

(稲垣会長) どうも、ありがとうございます。

今のご質問、わかったと思うのですが、なぜ県に報告しているわけですから、県がインターネットつながなくても自分のところで整理すればよいのではないかというご質問ですね。それをつないじゃえば、千葉市ですぐわかるので、その方が効率的じゃないかという事務局の考え方だと思うのです。それを説明していただけますかね。

着席のままで結構ですから。はい。

(長嶋保健所総務課主任薬剤師) 保健所総務課、長嶋といいます。よろしくお願いします。

質問の内容は、県が公表する情報、県民が見られる画面で、私たちもそこで二重管理などを確認すればいいのではないかという点です。実際のところ、私の方は薬局を担当しているのですが、県内に2,200店舗ぐらいありまして、その管理薬剤師がほかで勤務薬剤師もしてはいけないのです。管理をしているはずなのに、ほかで働いているというのはおかしいという形になりますので、そこを確認するということが実際あります。私が実際に、経験しておりますのは、他の保健所から、届出薬剤師がほかで働いていないかということで千葉県内を調べて、その後千葉市の方にもこういう名前の方はいませんかと照会がありました。名前の一致はわかったのですが、同一人物かどうかというところまではわからなくて、住所が違っていただけなのですが、生年月日と薬剤師免許番号が一致してい

たので、同じ方だと判断しました。その後開設者に指導して、管理者は二重では勤務できないというふうにお話をした経緯があります。なので、実質、氏名だけを見るということでは、二重チェックするという事はなかなか難しいところであるとなります。以上でお答えになりましたでしょうか。

(稲垣会長) はい、どうぞ。

(松本委員) それは、県の公表の中で、今のお話の部分はカバーされていないのですか。

(長嶋保健所総務課主任薬剤師) 県の項目については、13ページをごらんください。下の段にあります別表第1、その下の「1 基本情報」、こちらに書いてあるものだけになりますので、薬局の名称と開設者の氏名のみ、薬局の管理者の氏名のみ、薬局の所在地、電話番号、ファクシミリ番号、営業日、営業時間、これのみしか閲覧できないということになっているのですね。そのほかについてのところは、お客様というか、市民の方のサービスということで、駐車場があるかですとか、あるいはどういうふうな資格を持った薬剤師がいるかとか、バリアフリーになっているかとか、そういうような情報が入っている形になっております。

(松本委員) わかりました。

(稲垣会長) 結局、県に全部情報は集約されているのだけれども、千葉県や各市で受け付けて瞬時にチェックするには、非常に不便だろうと。リアルタイムでやるには、お互いにインターネットでつなげれば、その場で問い合わせしなくてもすぐわかるということで、効率的であるからやりたい。それに、費用も、これで莫大な費用をかけては申しわけないけれども、県のものを利用させてもらえるのだ。そういう意味ですね。

はい。ほかにどなたか。

(松本委員) もう一つだけいいですか。このシステムって、新しくつくった県のシステムですよ。それと結合するという事。

(市原保健所次長兼総務課長) はい。

(松本委員) はい、わかりました。

(稲垣会長) ほかに、どなたか。中曽根先生、どうですか。

(中曽根委員) 今のお話を聞いていて思いましたことですがけれども、今のご説明で、市の側に立った結合のメリットについては、よくわかりました。例えば、二重登録をさせない、そういう指導という面のお話だったと思うのですがけれども、今回、この結合をすることによって、県や県民にとってのメリットは、どのような点になるのですか。その辺は全然変わらない。いかがですか。

(長嶋保健所総務課主任薬剤師) 開設者が変わったり、店舗名称を変えた場合、法律上届けなければいけないということがありまして、必ず届けていただいています。その情報がオンラインになることで、公開される情報へ連結するという事になります。そうしますと県庁は、随時、保健所の手続によって情報を入手できます。或いは保健所で開設許可がなされると直ちに、新しい薬局が公表の対象になったりするという事なので、わざわざ開設者が保健所と県庁の2カ所に届出しなくても、一度で済むというようなメリットがあります。

それと、最新の正式な情報が間違いなく県民に公表されるというようなメリットがあります。

(稲垣会長) 結局、基本はリアルタイムということですね。県で紙でやっているのと、県と現場とはいつも1カ月おくれですよと、今のところわかりませんよというふうな理由をつけて説明しなきゃいけないのが、リアルタイムで、現時点でとわかると。そういうメリットがあるということですよ。

これはメリットばかりで、個人情報保護の観点でどういう問題があるかという点で疑問があれば、どなたかご質問。

(鵜澤委員) ちょっとよろしいですか。

(稲垣会長) はい、どうぞ。

(鵜澤委員) 9項目目の、個人情報の保護の促進ということで、かなり厳しいといえますか、いいシステムをつくっているということで、多くの項目について入っているかと思えますけれども、やはり、一番重要になってくる部分は、通信回線を使ってということになりますかね。例えば不正アクセスとか、その辺が非常に、今、問題視されているのではないかなというふうに思えますけれども、もしものときですね。バックアップ体制といえますか、きちっとシステム上でとっておくことが必要ではないかなというふうに考えております。

また、具体的にこのシステムを扱う方についても、教育とかという部分についてもきちっと行うということで記載をされております。この情報を扱う企業は、本当はかなり頻繁にこの教育というものをやっているということは聞いておりますので、その辺についても、1回やったからいいのだということではなく、定期的に教育というものをシステムの中でやっていくとかですね、そういうことを進めていったらいいのではないかなと考えます。

それから、持ち出しの禁止というところですね。恐らく持ち出すということはないかと思えますけれども、やはりある企業によっては社員をきちっとチェックをするというところもございまして、それは特に持ち出さないという社員の意識を持たせるということも含めて、退社時にチェックをするということとかですね、そんなことをやっている企業というのも聞いておりますので、その辺までやはりきちとした情報の流出の防止といえますか、その辺もしたらいいのではないかなというふうに考えてございます。これ、すべてこの中に入っているかと思えますけれども、その辺聞きたいなと思えます。

(稲垣会長) 今のご質問、要するにきちんとやってくれるか、実施機関もこの書いたこと以外に説明してほしいということですか。

(鵜澤委員) そうですね。

(稲垣会長) これで不備だというわけではないけど、もうちょっとしっかりやってほしいということですかね。こういう回答だけじゃなくて、ちょっと教育をよくやるとかそういう意味ですかね。

実施機関の方で、こういう点、気をつけていますという。

(柿崎保健所総務課医務係長) 先ほどの審議資料の49ページにもございますように、データベースの二重化とか、サーバーの方も、ウェブサーバーの二重化を行ったり、ダブルで機能のバックアップをしているということですので、先生がおっしゃったように、システムのセキュリティーについては大丈夫ではないかということで、考えております。

もう一つの方の入退室の方ですけど、このセンターが横浜にあるということしか聞いていないのですが、ICカードと載っていますけど、ICカードと生体認証、センター入館

の手續、あと事務所での受付時に、入出手続帳で持ち物検査とかいろいろやられるということで、県からはお話を聞いております。

(稲垣会長) よろしいでしょうか。他に、どなたか何か。はい、どうぞ。今井先生。

(今井委員) ちょっと、いただいていた資料を読んでいて分からなかったのですけれども、これ県内だけですか。全国、他県等はどのようなになっているのですか。

(柿崎保健所総務課医務係長) はい。今回、整備したのは、基本的にこの医療機能情報制度という制度が、平成19年4月に改正されまして、それに基づきまして千葉県が県民に医療機関の情報とか薬局機関の情報を提供できるシステムを開発したというのが経緯なのですが、各都道府県知事に、その情報を集約して公表しなさいということで、法律上位置づけられていますので、都道府県ごとに、システム開発を行っているというのが実情です。去年は、神奈川県が先行してシステム開発を行っています。千葉県は、今年度完成予定ということで進んでおります。システムの的には全国の都道府県がつながっているということはないです。

ただし、医療機関がこのシステムに入れた情報は、インターネット、「健康ちば医療情報ネット」で全世界の方が見ることができます。

(今井委員) その場合に、先ほどの点で薬剤師さんが、他の所でも働いているとか、そういうようなこと他県の分もこれで見られるということですか。

(市原保健所次長兼総務課長) 今のご質問ですけれども、49ページをごらんいただきたいと思います。ここに個人情報の保護措置イメージ図というものがございしますが、図の一番左側に医療機関・薬局は、情報提供システム、そのすぐ下の県民・市民は、情報提供システム、その右で千葉県の医療整備課薬務課、県の保健所は、情報提供システムと台帳システム。千葉市、船橋市、柏は情報提供システムと台帳システムということで、もうお気づきだと思うのですが、情報提供システムはすべて見られる、県民も見られますし市民も見られますが、先ほどの台帳システムにつきましては、行政機関しか見られない。ここにかかっているというような状況でございます。

それから、これは国の方の施策ですので、検索機能を使えば、神奈川のある地区で検索すれば、神奈川のその地区の情報が見られる。逆に千葉県のも他県の方から見られるというようになっております。

(今井委員) 分かりました。

(稲垣会長) よろしいですか。

(今井委員) 提供システムと台帳システムで違う。分かりました。

(稲垣会長) 結局、これは本来法律の目的じゃなくて、ついでに二重チェックできるということですよ。本来の法律の目的から見ると、公表するっていうことですよ。それを利用して、この際、二重チェックもしたいということですよ。県知事が公表できるっていう条文ですものね。県知事までしかこちら協力義務はないし、もし県知事がよその県とつなぐのであれば、別の法律か何かがないと無理だと思いますけど。条文で県知事が公表できると。県知事がこちらに報告義務があるという、そういう流れだから合法的だということでしょう。

よろしいですかね。

他に個人情報についてこういう懸念があるのではないかというのがあればどうぞ。

(安達委員) 今のお話で、要するにここに書いてあります、1ページの個人情報の保護の2番ですね。利用者のもとにそれぞれの権限の異なるIDということになっています。それによって、公開される情報が制限されるということですね。

(市原保健所次長兼総務課長) そうです。はい。

(稲垣会長) よろしいですね。

私もわからない面は、そのもともと、インターネットつながなくても県に報告義務があって、報告していた部分なのですね。それを今度インターネットでやることだけが、今回議題になるわけですね。だから、それ県に報告して、県がそれを公表することは法律でも認められていると。それをインターネットでやるかどうかだけが議題ということですね。

ですから、そういう意味ではインターネットの管理、サーバーの管理といっても、もともと公表すべきものしか入ってないわけですか。公表しなくていいものまで入っているのですか。

(石川保健所長) 台帳システムと医療情報提供システムがあって、医療情報提供システムに載る情報はすべて公表で構わないのですが、台帳システムはあくまで行政の中に留まっていなければならないということで、今回は台帳システムの方に1ページからの5の、こういった個人情報を提供することについてご審議いただきたかったことと、もう一つが、県民に公表する分についても、そういう電子計算機の結合によって、手続を簡素化して、我々が入力することで県民が見られるようにしたいということで、その辺をご審議いただきたかったということなのです。

(稲垣会長) この台帳は結合することによって、もともと県民に公表する分と公表しなくていいものまでが載るのですかね。

(石川保健所長) それで、この5の個人情報の対象者の範囲、項目とありますけれども、結局、①の医療機関に関して言いますと、管理者の氏名は見られますが、住所とか生年月日、あるいは免許証の登録番号等は、これは県民の見られる情報には入っておりません。あくまで氏名だけです。この辺が、行政の中だけに留まる情報ということです。

(稲垣会長) それで、問題なのですね。もともと見られるものと見られないものとの区別がわかりにくいなと思って聞いたのですけどね。見られないものがあると、鶴澤先生おっしゃったように、厳重に管理してもらわないと困るよというふうなことですね。

(稲垣会長) じゃあ、質問とか、質疑応答はよろしいでしょうかね。

では、この辺で審議を終了して、諮問事項についてどうされるか、ご意見お聞きしたいのですけれども、特によろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

(稲垣会長) 事務局から答申(案)が配られましたので。

(事務局 中島市政情報室長) 読み上げさせていただきます。

通信回線による電子計算機の結合について(答申)

答申。平成21年1月28日付20千保保第31425号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1、諮問事項。千葉県が整備した医療情報提供システムにより、千葉市で管理している医療施設、薬局等に関する個人情報を、千葉県、船橋市、柏市と電子計算機の結合を行い

提供することについて。

2、諮問に対する意見。千葉県個人情報保護条例第10条第3項の規定に照らし、慎重に審議した結果、千葉県が整備した医療情報提供システムにより、千葉市で管理している医療施設、薬局等に関する個人情報を、千葉県、船橋市、柏市と電子計算機の結合を行い提供をすることは公益上の必要があり、また個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認められる。

以上でございます。

(稲垣会長) それでは、答申(案)のとおりに答申いたします。それでよろしいですかね。

(「はい」という声あり)

(稲垣会長) では、この答申で決まりました。

では、実施機関の方、これで終わりましたので、どうもありがとうございました。

(2) 報告事項

ア 千葉市個人情報保護条例の一部改正について

(稲垣会長) それでは、次に議事の2の報告事項、「ア 千葉市個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。事務局からご説明をお願いします。

(事務局 安部総務課主査) それでは、恐縮ですが座ったままご説明申し上げます。資料2をごらんください。「千葉市個人情報保護条例の一部改正について」と表題のあるものでございます。表題が「個人情報保護条例の一部改正」とございますが、規定の整備を図るものでございまして、実質的に内容に変わりはありません。

では、なぜこういった文言の修正を行うこととなったか説明します。

1番、改正の趣旨でございます。統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止に伴う規定の整備を図るとございます。実は、この統計法という法律が、60年ぶりに全面改正となります。従来、統計については行政のための統計ということで、この統計法の規定がございました。これを改めまして、社会の情報基盤としての統計ということで位置づけ直しました。その結果、統計法が全面的に改正されました。これに伴う私どもの条例の改正でございます。

2番の(1)というところへまいります。統計調査の調査票等に記載された個人情報、これにつきましては、統計法が、当然、適用されます。統計をとるために集める情報ですので、当然、だれが書いたかということについては秘密の保護がなされます。その結果といたしまして、個人情報の開示等の対象からは除外されることとなっております。このため、私どもの条例でもこれは開示等ができないということで、適用除外としております。この適用除外とする条文が、千葉市の個人情報保護条例の51条にございますが、その51条の条文の中で、この統計法を引用している部分がございます。今般、統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止がございましたので、引用する法の条文、これが変わりますので、これにつきまして修正するというところでございます。

具体的には、次でございますA3のペーパーをごらんください。51条に適用除外というのがございます。この条例の規定は、次に掲げる個人情報については適用しない。つまり開示等の対象とならないということでございます。左側が改正前、現在の条例の条文で

ございます。右側が、改正後の条文の案でございます。

まず、(1)というところ、従来、第1号は、統計法第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報でした。今回の統計法の改正により、この指定統計という概念そのものがなくなりましたので、右側の方にスイッチいたしまして、統計法第2条第6項に規定する機関統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査にかかる調査票情報に含まれる個人情報については、例えば開示等の対象とはならないということです。

次に、改正前の欄で(2)とある第2号のところにある統計法第8条第1項の規定により、総務大臣に届けられた統計調査によって集められた情報というのがございます。これが、改正後の方でまいりますと、(3)のところへ出てまいります。統計法第24条第1項の規定により、総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報、これについて、開示等を行わないということでございます。

それから、右側の(2)というものがございます。これは、新しい概念でございます。統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報とございます。ここで言う事業所母集団データベースとは何かということ、事業所に関する情報の集合物でございます。こういった情報を電子計算機を用いて検索することができるように、体系的に構成したものでございます。これは、新しい統計法によって導入された新しい言葉でございます。これを入れ込んだということでございます。

それから、右側の(4)のところ、第4号のところでございますが、統計法第29条第1項の規定により、行政機関が他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報とございます。これも新しい統計法で取り入れられた概念でございます。

これは、行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることによって、既に別の行政機関が持っている情報、これを活用することで、正確かつ効率的な統計の作成等が可能であるときには、その行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この提供を受けた情報のことを、このように読んでおるわけでございます。ですので、個々が効率的な統計調査を行うためにですね、既に持っている行政記録情報というのがあれば、それを活用していいということとなっておりますが、その情報についても、適用除外ということとなっております。

そして、左側で見ますと、(3)のところに、統計報告調整法の関係が出てまいります。この法律は、この統計法の全面改正に伴いまして、廃止となっております。そこで、これがなくなっております。これで右側のページの方をちょっとごらんいただきますと、従来ですと、2番、第2項といたしまして、本市の図書館その他の図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、または貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報については、この条例の規定は適用しないというふうに、別の項で設けておったところがございます。これについては、別の項にする必要はないということで、右側の方で(5)ということ、第5号というふうに整理し直させていただいております。内容は同じでございます。

この趣旨は、要するに図書館等で、閲覧に供したり貸し出したりしている図書等に記録されている情報、これは既に公にされている情報ですから、保護する必要性が乏しいと。そこで、これを適用除外としております。

以上が、個人情報保護条例の第51条適用除外についてのご説明でございます。

引き続きまして、第8条というものがございます。左側をごらんいただきますと、従来は、本人の同意があるときには個人情報利用、提供をすることができるというふうになっておりました。個人情報は、本来、安易に出してはいけないわけですが、そのご本人が同意しているということであれば、それを利用したり提供したりすることができるということでもあります。

これを、「本人の同意があるとき」の後に加えまして、「または本人に提供するとき」という文言を加えます。これに加えますと、何か対象が広がったように見えるかもしれませんが、個人情報保護事務の手引の46ページの方をごらんいただきますと、第8条第1項目的外の利用又は提供の制限ということがございます。第8条、実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部で利用したり、または個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならないというふうになっております。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではないということで、(1)第1号といたしまして、本人の同意があるとき。本人の同意があるのであれば、これを利用したり提供したりしてもよいということとなっております。これにつきましての解説が、47ページの方でございます。(2)第1号関係というものがございます。第1号は、「実施機関が目的外の利用又は提供することについて、本人の同意を得て行う場合には、本人の権利利益の侵害が生じないと考えられるため例外としたものである。また、本人に提供する場合も同様である」というふうに、解釈の中で示しておりました。

もとの資料の方に戻ります。条例では、今までは書いていなかったところがございますが、ただいま手引でごらんいただきましたように、本人に提供するときには、個人情報利用、提供してもいいというふうに解釈してきたところがございます。では、なぜ今回これを改めるかということがございますが、これをより明確化するために条例に入れ込むというものでございます。

なお、ご参考まで政令指定都市、全部で17市でございます。本市以外の16市中10市においては、今回改正するスタイルを用いております。また、千葉県の条例ですとか国の法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律においても、今回、私どもが改正しようとしているスタイルによる規定というふうになっております。

以上が、第8条の改正ということがございまして、この個人情報保護条例の第8条の改正、第51条の改正につきましては、今月2月23日から開催されます、千葉市議会第1回定例会に市長提出議案として上程する予定でございます。

以上がご報告でございます。

(稲垣会長) どうもありがとうございました。

今のご説明に対して、何か質問とかございましたら。特に法律の改正に基づくものに質問の余地もないですね。例えば、明確化したという点についてご質問があれば。

条文でこれだけはっきりするのはいいに決まってはいるんだけど、わざわざ変える必要があるのかということですけど、どうせ訂正するついでだからということですかね。これだけで変えるのも面倒でしょうからね。

(事務局 中島市政情報室長) 今回は統計法の改正がございましたので、一緒に本人への提供という言葉の明確化をさせていただきました。この条例、平成8年から個人情報保護条例施行しておりますけれども、当初からこの解釈においては、本人に提供するときも

同様であるという解釈は続いてきておったものでございますので、それを条文上に、明記した表現にさせていただいたものでございます。

(稲垣会長) こういうふうに、条文にはっきりすると請求の際に何のために使うかという目的は要らなくなるわけですかね。

(事務局 中島市政情報室長) ということでございますね。

(稲垣会長) 従来の解釈を条文にするというだけですから。解釈について争いがあるからということでもないのですか。

(事務局 中島市政情報室長) そうでございます。

(稲垣会長) 争いはないのですね。定着しているとういか。

(事務局 中島市政情報室長) はい。基本的に、公文書での自分の情報が欲しいという場合は、個人情報の開示請求していただきますけれども、私のこういうことが知りたいといわれるものであればですね、その情報提供でも済むということがより明確になると思われまますので、条文上に明記したいということでございます。

(稲垣会長) 皆さん、よろしいですかね。

(「はい」という声あり)

(稲垣会長) 報告事項ですから、皆さんわかりましたということで。

(2) 報告事項

イ 平成19年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(稲垣会長) 次に、報告事項の「イ 平成19年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告」ですね。事務局からお願いします。

(事務局 安部総務課主査) それでは、引き続きご説明申し上げます。

資料の3、そして青い冊子資料「4 千葉市の情報公開・個人情報保護運用状況報告書」、こちらを参照しながらまいります。

資料3でございますが、こちらは1ページでございますように、千葉市報告第618号といたしまして、平成20年9月19日付けで千葉市公報に掲載したものでございます。

この2行目からの本文でございますが、情報公開条例第30条及び個人情報保護条例第55条の規定で、年1回公表することとしております両制度の運用状況、これを市長から公表したものでございます。

内容については、大きく3つに分けられます。1点目は、「情報公開条例の施行の状況」。2点目が「個人情報保護条例の施行の状況」。そして、3点目が、「千葉市情報公開・個人情報保護審議会」、こちらの審議会でございます。こちらの運営状況でございます。では、この3項目について、順次、ご説明申し上げます。

資料3の1ページ、初めに、「情報公開条例の施行の状況」ということでございます。これは(1)から(6)まで6つに分けてまとめております。

まず(1)は、「開示請求の件数及びその処理状況」でございます。請求によりまして、市の保有する公文書の開示を求める制度、これが公文書の開示制度ですが、これが平成19年度においてどのくらいあったのかという表でございます。

2ページをお開きください。2ページの上の方に、前のページから続いております表がございます。この表の中の最終の行に合計欄がございます。平成19年度は、年間で、合

計 4 4 4 件の公文書開示請求がございました。これは冒頭で局長の方からもご説明がございましたように、過去最多の件数となっております。

実施機関別に申しますと、市長部局が全体の 8 割を占めておりまして、その中で多いのは、都市局が 9 0 件、保健福祉局が 6 5 件といったような状況になっております。具体的にはどういったものが多いかと申しますと、工事に係る設計書、見積書、入札結果、契約書、こういったものについての開示請求が最も多くなっております。

この 2 ページの表にお戻りいただきますと、この 4 4 4 件の開示請求に対しまして、5 4 5 件の決定が出されております。この決定というのは 3 種類ございまして、これは「開示決定」、「部分開示決定」、「不開示決定」、この 3 種類でございます。

「開示決定」といいますのは、別名「全部開示決定」と申しまして、要するにすべてお見せしますというものでございます。これが 2 0 5 件、全体の 3 8 % ということとなります。

また、開示対象となる公文書の中に、個人情報等の不開示情報が入っている場合は、その部分を黒塗りにして開示しますが、これが部分開示決定ということで、1 9 6 件でございます。

そして、すべてが不開示情報に当たるものが 4 件、請求者の方が、こういった公文書が見たいということで請求されたわけですけれども、公文書は存在しないというもの、これが 1 0 6 件ございまして、合計 1 1 0 件、これが不開示となっております。

なお、請求が出た後で、請求を取り下げられたもの、これが 3 4 件ございます。これらすべてを合わせまして 5 4 5 件ということとなります。

それではここで、青い冊子、資料 4 の 2 7 ページをごらんいただけますでしょうか。この 2 7 ページから 6 8 ページまで、ここに昨年度ございました 4 4 4 件の開示請求のすべての案件の「請求内容」と、その請求に対する「対象公文書の件名」、「決定内容」等が、細かく記載されております。中身につきましては、お持ち帰りいただきましてごらんいただければと存じます。

それでは、資料 3 の方へ戻らせていただきます。引き続き資料 3、2 ページでございます。(2) 不服申立ての件数及びその処理状況ということでございます。

全部開示を行った場合には、不服申立てということはございませんが、部分開示決定ですとか、不開示決定ですとか、こういったものを行ったものにつきましては、不服申立てができます。この状況でございます。平成 1 9 年度では、新たな申し立ては 1 件ございました。またそれ以前から継続しているものが、3 件ございました。この不服申立てがございまして、実施機関としましては再度検討を行った上で、弁護士の先生、大学の先生で構成される情報公開審査会、こちらの方へ諮問されます。

その情報公開審査会の運営状況、これが資料の (3) のところでございます。平成 1 9 年度には、審査会が 6 回開催されました。

ただいまのこの (2) と (3) の、不服申立ての具体的な内容でございますが、これにつきましては、また青い冊子の方、こちらの 8 0 ページをお開きください。平成 1 9 年度中に審査会で取り扱いましたものは、8 0 ページの中の 3 2 番、3 3 番というところでございます。

3 2 番、これは下請業者選定通知書の内訳書の単価ですとか、金額ですとか、こういっ

たものを開示してほしいという請求でございました。これにつきましては、ずっと右の方に見ていきますと、右の枠から3つ目でございます。答申年月日、審査会の判断というところでございますが、平成20年2月28日に答申が出ております。その全文は、次のページ、81ページ以降に掲載しておりますが、ここでの説明は割愛させていただきます。

次、33番でございますが、当報告書は、平成19年度版でございますので記載しておりませんが、33番につきましても、平成20年度に入りまして、平成20年7月3日付けで答申第29号というものが出ておりまして、内容は一部開示すべきというものでございます。

それでは、恐縮でございますが、また資料3にお戻りいただきます。資料3の2ページでございます。下の方(4)というところでございます。これは、附属機関等の会議の公開に関する状況ということでございます。

当審議会も附属機関に該当いたしますが、情報公開条例第25条の規定によりまして、会議を原則公開とする附属機関等の数は、全部で179機関でございます。そして会議の全部又は一部を公開した会議の数、これが176回ということでございます。会議を原則非公開とする附属機関等もでございます。これが54機関でございます。そして、エでございますが、会議を全部公開することとしている附属機関等ではございますが、会議の議題の性格上、全部非公開としたものがございます。これが11回ございました。

これらの状況につきまして、恐縮でございますがまた青い冊子の23ページ、こちらをごらんいただければと思います。23ページに、表19というものが出ております。ここに、すべての平成19年度に開催された附属機関等の会議の公開、非公開の状況というものが出ております。中身の説明につきましては、割愛させていただきます。

それでは、資料3の3ページの方でございます。3ページ上の方に、(5)というものがございます。指定管理者の文書開示申出の件数及びその処理状況でございます。

指定管理者は、情報公開につきまして、それぞれ指定管理者ごとに独自に規定を定めることとしております。この規定に基づきまして、開示の申出があったものでございます。平成19年度には、鎌取コミュニティセンターの管理者であるところの株式会社山武に対しまして、開示の申出が1件ありました。そして、申出内容の中で、開示したものと開示できなかったものが1件ずつあったということでございます。

続きまして、(6)でございます。出資等法人、いわゆる外郭団体でございます。こちらの文書開示申出の件数及びその処理状況でして、平成19年度は6つの法人に対しまして、8件の申出がございました。

この8件の申出があったということでございますが、取下げとなった1件以外につきましては、部分的なものも含めまして開示を行っておるという状況でございます。

以上が情報公開の関係でございます。

次に、2番でございます。個人情報保護条例の状況につきまして、ご説明申し上げます。

まず、(1)ですが、個人情報取扱い事務の届出状況でございます。

個人情報を取り扱う事務を、開始したり変更したり、また廃止する場合、一定の事項を市長に届け出るという規定が、個人情報保護条例の中にもございます。その平成19年度の状況でございます。

4ページをお開きいただけますでしょうか。4ページの真ん中のあたりに合計というと

ころがございます。新たに開始したものが22件、変更したものが363件、廃止したものが21件で、合計しますと、平成19年度末現在で1,737、個人情報を取り扱う事務があるということでございます。

続きまして、(2) 個人情報開示請求の件数及びその処理状況でございます。

平成19年度は、全体といたしまして39件の個人情報の開示請求がございました。区役所が多く、29件となっております、決定内容はごらんとおりです。

続きまして、5ページにまいります。(3)、(4)、訂正請求、利用停止請求こういったものはございませんでした。(5)でございます。不服申立ての件数及びその処理状況でございますが、平成19年度においては、新たな不服申立てが1件と、継続の案件が1件ございました。

ここで、青い冊子の方180ページをお開きください。180ページのところの9番というところがございます。これが継続案件でございました。これにつきましては、諮問日、答申日、決定日というものがございますが、答申日のところで19年8月2日、こちらに個人情報保護審査会の答申をいただいたというところがございます。答申の中身につきましては、この次のページ、181ページ以降にございますが、説明は割愛させていただきます。またこの下10番というものは、平成19年度の新規案件で、継続審査となっていたものですが、本日のこの審議会に先立ちまして、先ほど答申が出たというところがございます。

それでは、また資料3の5ページ下の方に(7)というのがございます。簡易な手続による開示の実施状況でございます。

あらかじめ定めた個人情報につきましては、口頭により請求ができる、開示の請求ができるという仕組みでございます。具体的には、市職員の採用試験の試験結果ですとか、市立高等学校・中学校の入試の結果、こういったものなどについて、簡易な手続でごらんいただくことができるということでございます。これが5ページから6ページにわたって表で表示してございます。

6ページの下の方(8)でございます。指定管理者の個人情報開示申出の件数及びその処理状況ということでございますが、平成19年度におきましては、女性センターを管理しております千葉市文化振興財団こちらに対しまして、1件の開示申出がありまして、部分開示を行っているものでございます。

次に7ページ(9)でございます。出資等法人、いわゆる外郭団体への個人情報開示申し出でございますが、平成19年度はございませんでした。

最後に、3番といたしまして、当審議会の運営状況でございますが、昨年度1回開催しまして、諮問が1件、その諮問に対して答申が1件ということでございました。

以上が、19年度の運用状況の報告ということになります。

なお、個人情報の漏えい等につきましてのご報告がございます。青い冊子の方の155ページ(4)のところがございます。個人情報の漏えい、滅失、棄損等の事案の状況ということでございます。平成19年度におきましては、5件ございました。

ここで次のページをごらんいただけますでしょうか。この5件、どういったものがあったかということでございますが、表の28でございます。1件は誤廃棄、誤って廃棄してしまったということでございます。これは、ひとり暮らしの高齢者に公衆浴場、銭湯の無

料入浴券を交付するという事業がございます。そちらの名簿、申請書等を誤ってまだ廃棄してはいけないのに廃棄してしまったということがございます。これにつきましては、内部の文書管理を徹底するという対策がなされております。

そして、紛失が4件ございます。このうち1件は、フラワー散歩道の事業というものがございますが、こちらの事業は千葉市みどりの協会という外郭団体に委託しております。このみどりの協会の職員が、誤って個人情報、具体的には関係団体の代表者の住所、氏名等の一覧表を紛失したというものでございます。この事案の発生を受けまして、みどりの協会の全職員に対しまして周知徹底を図るとともに、二次的被害を防ぐために記者発表等の対応をしたということがございます。

紛失はほかに3件ございますが、これは、市県民税、国民健康保険料、下水道料と費目が異なっているために3件でございますが、実質的には同一の案件でございます。市県民税、国民健康保険料、下水道料の支払いをコンビニエンスストアでできるようになったわけでございますが、その払込票をコンビニエンスストアの店員が誤って廃棄してしまったという事案でございます。これにつきましては、市から委託先の事業者に対して説明を求めるとともに、該当する個人の方に対して謝罪を行ったということがございます。

以上、大変長くなりましたが、ご説明を終わらせていただきます。

(稲垣会長) どうもお疲れさまでした。いっぱいご説明いただきましたが。

はい、どうぞ。

(松本委員) 公表だから毎年こうやっているんですけれども、資料の中で、例えば2ページの(2)の不服申立ての件数、処理件数のところのAのところの不服申立ての件数のところに、継続案件、新規案件となっておりますね。5ページのところにいくと、今度は個人情報ですけれども、新規案件と継続案件っていう、順序が逆っていうか、意識的にやったのかちょっとわからない。

(事務局 中島市政情報室長) 大変失礼いたしました。

(松本委員) それと、その下のね、審査会のところも、上が継続・新規、個人情報だと新規・継続になっているのが、ここがちょっと気がついたところです。

(事務局 中島市政情報室長) どうもありがとうございました。来年度から訂正したいと思います。

(稲垣会長) ほかに何か。気になること、いいですか。

(「はい」という声あり)

(稲垣会長) ありがとうございます。

(3) その他

(稲垣会長) それでは、次に、今お聞きした報告事項に追加することございますか。

その他もないですか。

(事務局 中島市政情報室長) では、本日の会議の会議録の確定方法でございますけれども、後日、事務局の方から議事録(案)といたしまして委員の皆様方にお送りさせていただきます。そして、修正等ございましたら、ご返事をちょうだいいたしまして、修正案という形でまとめさせていただきます。最終的には会長さんのご一任で了承していただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

(稲垣会長) この議事録のためだけのもう一回集まるわけにはいかないので、事務局から案を送っていただいて、それについて、一定期間おいていただいて、一定期間内にご返事ないときは、特にご意見ないものと扱わせさせていただいてよろしいですかね。

(異議なし)

(稲垣会長) ではそのようにさせていただきます。

(事務局 中島市政情報室長) ありがとうございます。

(稲垣会長) 以上をもちまして、第7回の千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(今井総務局長) どうもありがとうございました。

----- 会議終了 -----